

【商標・意匠・著作権】 審決・判決のご紹介

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

◆知財高裁平成26年（ネ）第10063号（平成27年4月14日判決）

1. 争点

被控訴人の製造販売する幼児用椅子の形態が、控訴人が製造した幼児用椅子に類似するものとして著作権侵害及び不正競争行為に該当するとして争われた事件である。

2. 判決の概要

(1) 応用美術該当性

幼児用椅子は大量生産される実用品であり、応用美術に属するものと言える。

そして、応用美術であっても著作物性の要件を充たせば、「美術の著作物」として著作権法上の保護を受けることができる。

(2) 著作物性の判断基準

応用美術に一律に適用すべきものとして、高い創作性の有無の判断基準を設定することは相当とはいえず、**個別具体的に、作成者の個性が発揮されているか否かを検討**すべきである。

(3) 本件製品の著作物性

控訴人製品の形態的特徴を認定し（左右一对の2本脚等）、当該「形態的特徴が、幼児用椅子としての機能に係る制約により、選択の余地なく必然的に導かれるものということは、できない。」として作成者の「個性が発揮されており、『創作的』な表現というべきである。」として、著作物性を認めた。

(4) 侵害の有無

「脚部の本数に係る前記相違は、椅子の基本的構造に関わる大きな相違といえ、その余の点に係る共通点を凌駕するものというべきである。」として、控訴人製品の著作物性が認められる部分と類似していないとして侵害行為は否定された。

※本判決は、「応用美術は通常創作性を備えているものとして著作物性を認められる余地が他の著作物に比して狭く、また、保護が認められたとしてもその保護範囲は狭いものと考えられる。」とするものの、その具体的な内容は明らかにしていない。

考えられるのは、創作性が認められる部分がごくわずかである場合、競合他社製品との差別化を図ろうとすれば、その部分についてのデザインは競合他社製品のものとは非類似のものが採用されることが多いということである。そうすると、著作物性を認めたとしても、創作性が認められる部分が類似するとして著作権侵害となることは少ないといえる。

換言すると、他社の模倣しか行わない企業の製品は市場において淘汰される可能性が高いと考えられるし、そもそも有名製品のデザインとほぼ同一のデザインによる製品であれば、それは意匠権侵害のみならず著作権侵害によっても排除されるべきという価値判断によるものと考えられる。

《参考》

控訴人製品



被控訴人製品



なお、被控訴人の製品については全部で6つの製品が著作権侵害を問われていた（上記はそのうちの2つ目）

（出典：平成26年（ネ）第10063号 著作権侵害行為差止等請求控訴事件 別紙3）

